

【別 表】

「元気なお店応援プログラム」商店街空き店舗対策補助事業  
事業内容

	(1) 賃借料に対する補助事業	(2) 空き店舗入居者に対する事業資金借入時の利子補給事業
1. 事業の内容	事業実施団体が商店街等の活性化を図るため、自ら選定した業種を空き店舗に誘致する際、入居事業者が支払う賃借料の一部を補助する事業	「(1)賃借料に対する補助事業」の対象となる空き店舗入居事業者が、事業資金としてマルケイ資金を借入れた場合の借入利息の一部を補助する事業
2. 補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合（連合会を含む）</li> <li>・事業協同組合（連合会を含む）</li> <li>・任意商店会</li> <li>・まちづくり会社</li> </ul>	「(1) 賃借料に対する補助事業」の対象となる空き店舗の入居事業者でマルケイ資金の貸付条件を満たす者
3. 補助対象経費	空き店舗を商店街等の魅力向上に寄与する店舗として活用する場合の賃借料 ※店舗は事業実施団体が必要と認めた業種とする	本補助事業の補助期間中並びに終了後2年以内（最長5年以内）に借入れたマルケイ資金の利息
4. 補助期間	賃借契約当初から最長3年間。 ※ただし継続事業であっても、交付請求は単年度ごとに行うこととする	借入当初から最長2年間（24回）。 ※ただし継続事業であっても、交付請求は単年度ごとに行うこととする
5. 補助金額	賃借料の金額に関わらず一定金額とする 【年間補助額（上限）】 1年目：48万円 2年目：36万円 3年目：24万円 ※福島県活力ある商店街支援事業及び会津若松市商店街空き店舗対策事業補助金採択事業との併用は不可とする。 ※賃借料月額が8万円に満たない場合は、契約金額の半額を上限とし、2年目は1年目補助額の4分の3、3年目は1年目補助額の2分の1とする。なお金額算出に当たっては千円未満を切り捨てとする。 ※入居期間が1年に満たない場合は月割りとする。	支払利息の2分の1。但し、延滞利息は含まない。
6. 補助金交付の条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる空き店舗は当所管内に立地する面街店、又は2階以上の物件であること</li> <li>・1年以上の賃借契約が締結されること</li> <li>・空き店舗入居事業者は当所会員であり、その営業内容は公序良俗に反しないこと</li> </ul>	・本利子補給制度の利用は、当補助事業採択事業1事業につき1度限りとする
7. 提出書類	<b>【承認申請時】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認申請書（様式1-1）</li> <li>・事業計画書（別紙1）</li> <li>・賃貸借契約書</li> <li>・位置図 ・見取図</li> <li>・定款または規約・会則等</li> <li>・役員及び構成員名簿</li> </ul>	<b>【承認申請時】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認申請書（様式1-2）</li> <li>・補助対象となる事業資金の利息計算書</li> </ul>
	<b>【実績報告・交付請求時】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書兼交付請求書（様式3）</li> <li>・賃借料の支払金額が証明できるもの（賃借料領収書・預金通帳の写し等）</li> </ul>	<b>【実績報告・交付請求時】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書兼交付請求書（様式3）</li> <li>・借入利息の支払金額が証明できるもの（返済・利息領収書、預金通帳の写し等）</li> </ul>